様式第七号の六（第十五条の五関係）（平14国交令121・全改、平22国交令12・令元国交令１・令２国交令98・一部改正）

（Ａ４）
４１１０

営業保証金供託済届出書

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿
知事

届出者　商号又は名称

郵便番号（　　）
主たる事務所の
所　在　地

氏　　名
（法人にあつては、代表者の氏名）
電話番号（　）　－
ファクシミリ番号（　）　－

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託いたしましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号　※

受付年月日　※

届出時の免許証番号　（　）

供託の原因	1．新規免許の取得（法第25条） 3．不足額の発生（法第28条） 5．宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失（法第64条の15） 6．変換（差し替え）		2．事務所の新設（法第26条） 4．保管替え等（法第29条）
供託番号	年度　1.金 2.証 3.国　第　号	供託年月日	年　月　日
供託所	法務局　支局　出張所		
金銭の場合の供託額（円）			
有価証券の場合の供託額	額面　円		
有価証券の場合の営業保証金に充当される額（円）			
被裏書の場合の供託額（円）			
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号	供託年月日	
	年度　1.金 2.証 3.国　第　号	年　月　日	
	年度　1.金 2.証 3.国　第　号	年　月　日	
	年度　1.金 2.証 3.国　第　号	年　月　日	
今国の供託に係る事務所に関する事項	名称	所在地	

確認欄
※

備考

① 届出者は、＊印の欄には記入しないこと。

② 「届出時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）㋑に従うこと。

（記入例）㋐ 0 0 (5) 1 0 0 ［国土交通大臣(5)第 100 号の場合］

㋑ 9 9 ( ) 5 0 ［国土交通大臣届出第50号の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

③ 「供託の原因」の欄は、該当する番号を記入すること。

④ 「供託番号」の欄は、右詰めで、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入すること。

（記入例）

H		1	年度	1. 金②. 証 3. 国	第			5	0	0	号

［平成元年度　証　第500号の場合］

S	昭和	H	平成	R	令和

⑤　「金銭の場合の供託額」の欄は、右詰めで記入すること。

（記入例）

		5	0	0	0	0	0

［金銭　500万円の場合］

⑥　「有価証券の場合の供託額」の欄には、振替国債を除いた有価証券の供託額の額面金額を記入すること。

（記入例）

額面　5,000,000円

［地方債証券　500万円の場合］

⑦　「有価証券の場合の営業保証金に充当される額」の欄は、その有価証券を営業保証金に充てることができる金額を記入すること。

（記入例）

		4	5	0	0	0	0

［地方債証券　500万円の場合］

⑧　有価証券のうち振替国債を供託する場合は、「振替国債の場合の供託額」の欄に、その金額を記入すること。

⑨　「今回の供託に係る事務所に関する事項」の欄には、供託の原因が不足額の発生である場合には記入しないこと。